

平成 30 年 4 月 18 日  
原子力防災室

大飯原発 4 号の再稼働反対 大飯原発 3 号、高浜原発 3、4 号の運転  
停止を求める要望書への回答について

【要望事項】

- 1 原子力規制委員会は 3 月 28 日の定例会合で、国の審査で合格となった大飯・高浜原発の火山灰の層厚評価（10cm）は過小であることを認めました。両原発は、許可の基準を満たしていないため、まず原発の運転を停止するよう国と関電に求めてください。  
大飯原発 4 号の再稼働準備を中止し、稼働中の大飯原発 4 号、高浜原発 3・4 号を直ちに停止するよう求めてください。
- 2 放射能放出・被ばく過小評価の「安全宣伝」を撤回するよう関電に求めてください。  
住民説明会を再度開き、住民に直接謝罪し、ホームページからも削除するよう関電に求めてください。

【回 答】

- 1 原子力発電所の再稼働に関する許認可権限は、本県にはありません。  
本県としては、原子力規制委員会に、新たに得られた火山灰の層厚評価も踏まえ、再稼働ありきではなく、慎重かつ厳格に規制審査を実施いただくよう求めてまいります。
- 2 関西電力には、住民をミスリードするような説明は行わないよう、また、住民の皆さんに残る不安感や疑問に対し、誠意と責任を持って対処するよう求めてまいります。

滋賀県防災危機管理局

原子力防災室 担当：福島

TEL 077-528-3445

FAX 077-528-6037